

『しまだ元気市』実施要項

1. 目的

おび通りにおいて露店市を定期的を実施することにより、まちなかエリアにおける、にぎわいを創出し、島田の商店街等の活性化につなげることを目的に開催する。

2. 開催日時

朝市 (9月～5月)：第4日曜日 午前9時から午後0時30分まで
 夕涼み市 (6月～8月)：第4日曜日の前日の土曜日 午後5時から午後8時30分まで
 ※周辺地域の催事等により、開催日時を変更する場合あり。

3. 会場

おび通り南北およびステージ

4. 主催

しまだ元気市実行委員会

(株)まちづくり島田、島田市、島田商工会議所、島田掛川信用金庫、島田市商店街連合会)

5. 出店内容

各種商品・地場産品・農産物の展示販売、事業所PR等

6. 申込資格

島田市に居住する住民、事業所、団体等および実行委員会が適当と認めたもの。
 (出店申し込み多数の場合は、島田市内の事業所、団体の出店を優先する。)

7. 出店申し込み期限

開催月の5日まで(開催日により早まる場合あり)

8. 出店区画

① 1区画(標準) 幅約3メートル×奥行約3メートル

② 1区画(小) 幅約3メートル×奥行約2.5メートル

※持ち込みテントは幅3メートル、奥行2.7メートル以下(小区画は2.5メートル以内に収まる物)

※机・イスなどは各自用意ください。

※出店位置は事務局にて決定します。

9. 出店料

出店料は下表のとおりとする。

区画	出店料
1区画(標準)	2,000円
1区画追加(標準)	1,400円

1 区画（小）	1,600 円
1 区画追加（小）	1,100 円

10. 備品レンタル

備品レンタルについては下表のとおりとする。

備品区分	賃借料	備考
貸出机（1,820×750×740 ミリ） 耐荷重 100kg	500 円／台	1 申込者原則 1 台
貸出テント （幅 2.5m×行 2.5m 高 2.57m）	1,500 円／張	1 申込者原則 1 張り

※個数制限があるため、対応できない場合もあり。

11. 陳列・販売等に関する注意事項

- ・商品や出品物、現金の管理は、出店者各自にて管理すること。
- ・夕涼み市開催の際の会場全体のライトアップは主催者が行うが、出店区画によっては手元が暗くなる場合があるので、出店者各自で照明を用意すること。
- ・日よけ、風よけ、商品の吊るし等は、必要に応じ、出店者各自で用意すること。

12. 各種届け出

出店に際し税務署、保健所等の許認可あるいは届け出が必要な場合（飲食、酒類等）は出店者の責任において必ず手続きを完了すること。

13. 搬入・搬出

- ・おび通りは、原則車両の進入禁止。
※キッチンカー等での出店を希望される場合は、申込時に相談すること。
- ・出店者は開催時間中に会場からの撤収は原則不可。
万が一撤収する場合は事前に本部へ相談すること。
- ・その他近隣店舗や住民の迷惑となる行為は一切禁止。

14. 注意事項

- ・出店者の責の生じる事故等については、出店者により賠償すること（賠償責任保険等への加入推奨）。
- ・持ち込みテント等の設置物は風で飛ばされないよう重石などで固定するなど十分注意すること。
※強風が予想される場合は天幕を張らないよう対応すること。
- ・出店者間及び出店エリアでの対人・対物トラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生する損害等については、当該出店者の責任で対応すること。
- ・天災等、不可抗力の原因で開催中止になった場合、それによって生じた損害については補償しません。
- ・酒類を販売する場合は、未成年者や車を運転する方への提供を行わないこと。
- ・衛生面に最大限配慮し、事故・苦情等が発生しないようにご注意ください。
- ・対象火気器具等（気体・液体・固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具）を使用

する場合には、申し込みの際必ず使用器具の申告を行い、当日は消火器を設置すること。

- ・火気を使用する出店者でガソリンを貯蔵・取扱う場合は、ガソリンの特性や危険性について十分留意し使用すること。また、ガソリンは、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵し、発電機等に注油する際は、圧力調整弁の操作等容器の説明書に従って適正に取り扱うこと。
- ・火気を使用する出店者でガスコンロ等を使用する場合は、ガス漏れを防ぐためゴムホース等の点検を行うこと。また、プロパンガスの使用は、直射日光の当たらない通気の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定すること。
- ・申込内容と著しく異なる場合、公序良俗に反する場合、その他主催者が適切でないと認めた場合は、開催期間中であっても出店を停止する場合があります。
- ・下記のものを持ち込む事、展示、販売することを禁じます。
 1. コピー商品(模造品)及び盗品、またはそれに類すると判断するもの。
 2. 違法商品並びに麻薬類及び違法商品ではなくともそれに類すると判断するもの。
 3. 風紀を著しく乱すもの（アダルト商品など）。
 4. 混雑した会場内で運搬に危険が伴うもの。
 5. 運搬に際して来場者の迷惑となるもの。
 6. 契約商品(不動産関係、金融関係、携帯電話、通信関連など)無形財産の販売。
(ただし、企業出店などで事務局の許可を受けた物品、サービスについては除く)
 7. 販売に際し多量の煙等を排出し、周辺の商店や出店者の迷惑となるもの。
 8. 上記の他、主催者が不相当と判断したもの。

15. 出店までの流れ

- ①出店要項をご確認の上、出店申込書を作成いただき、事務局まで提出（FAX可）。
- ②主催者にて出店の可否並びに区割りを決定
※出店希望者が多数の場合は、厳正な抽選により可否を決定。
- ③出店位置は、出店申し込みの状況を考慮し、事務局にて決定。
- ④開催日までに区割り表を送付します（約1週間前）。
- ⑤当日、元気市会場の各出店場所にて出店料徴収。

16. その他

◆ごみ処理

- ・終了後は出店位置周辺を清掃し、ごみは必ず出店者が持ち帰ること。
- ・クギ、画鋸、ダンボールのホチキス等は必ず拾うこと。

◆中止について

- ・雨天の場合は中止（但し小雨決行）。
- ・開催・中止の判断は諸処のデータに基づき、原則2日前までに開催の可否を決定し、出店者等に連絡します。
- ・当日の連絡先は、地域交流センター歩歩路（TEL0547-33-1550）

[お問い合わせ・お申し込み先]

しまだ元気市実行委員会事務局

【島田市地域交流センター歩歩路 内
(株)まちづくり島田】

〒427-0022 島田市本通 3 丁目 6-1

TEL 0547-33-1550 FAX 0547-33-1565